お申し込みは電話または FAX にて

株式会社 岩手旅行社 行
〒026-0025　岩手県釜石市大渡町１丁目７番２号
TEL 0193-31-1300
FAX 0193-31-1301

釜石鵜住居復興スタジアム 試合観戦バスツアー第１弾

申込締切　2018 年 10 月 1 日（月）

申込後、10 月 4 日（木）頃までに、最終のご案内文書を郵送またはメール・FAX いたします。

フリガナ		生年月日	満年齢
代表者氏名		西暦　　年　　月　　日	歳
フリガナ			性別
ご住所	〒　　—		男 ・ 女
自宅電話番号（携帯番号可）		自宅 FAX 番号（ない場合は不要）	
メールアドレス（ない場合は不要）		当日の連絡先 携帯電話	
同行者② 氏名等	[男 ・ 女] [大人 ・ 小中学生 ・ 未就学児]	同行者③ 氏名等	[男 ・ 女] [大人 ・ 小中学生 ・ 未就学児]
同行者④ 氏名等	[男 ・ 女] [大人 ・ 小中学生 ・ 未就学児]	同行者⑤ 氏名等	[男 ・ 女] [大人 ・ 小中学生 ・ 未就学児]
集合場所（釜石情報交流センター）までのお車の利用	な し　・　あ り（　　台） ※駐車は市営大町駐車場をご利用下さい。24 時間サービス券をグループの台数分用意します。		

旅行条件　お申込みの際には、必ずお読みください。

※ここに記載のない事項は岩手旅行社旅行業約款によります。

●雨天などで試合が順延された場合について
・出発後に荒天等で試合の中止や順延の発表がなされた場合は、旅行を中止して帰着の行程に入ります。
旅行代金については、チケット代相当分のみ払い戻しいたします。
・当日が荒天の場合でも、試合の中止が決定・発表されていない限り、ツアーは出発いたします。
・出発前に、荒天等の理由で試合が中止及び順延された場合は、当該旅行を中止とし、旅行代金は発生しません。順延の際にあらためて旅行を実施する場合は、再度ご案内をしてお申込み頂く形となります。

●募集型企画旅行契約
この旅行は（株）岩手旅行社（以下「旅行社」）が企画実施する旅行であり、参加されるお客様は旅行社と旅行企画契約を締結することになります。また、企画旅行契約の内容･条件は記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）、及び旅行社企画旅行契約約款によります。

●申込方法
お電話または FAX にてお申込み下さい。旅行社より詳しい旅行条件を説明した書面をお送りします。
また、旅行契約は予約を旅行社が受諾し、申込書を受理した時に成立するものとします。

●旅行代金
旅行代金は出発日にお支払いいただきます。また旅行代金には旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、旅行取扱費用、消費税等諸税が含まれています。

●旅行契約内容の変更
旅行社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関等の遅延等、旅行社の関与しない理由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行企画契約の内容を変更することがあります。

●取消料
取消料はいただきません。

●添乗員
添乗員は同行しません。

●最小催行人員
明示の最小催行人員に満たない場合は、旅行を中止します。※締切前日でも定員になり次第締切ります。

●特別補償
旅行社はお客様が旅行企画参加中に身体に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金額及び見舞金をお支払いします。

●申込締切
出発日の６日前が基準となります。

●旅行条件書
この書面は、旅行業法第 12 条の 4 の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込みください。

●旅程保証
1）旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業契約の規定により、変更内容に応じて旅行代金の 1 ～ 5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。
2）旅行社は天災地変等の免責事由の場合は変更補償金をお支払いしません。
3）変更補償金の額は国土交通省認可の旅行社旅行業約款によります。
その他の事項については国土交通省認可の旅行社旅行業約款によります。

●個人情報の取扱について
旅行社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この旅行条件は平成 30 年 8 月を基準としています。また、旅行代金は平成 30 年 8 月現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。